

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携

- ・適正な価格改定の実施：取引先からの価格改定要請があった場合には、不合理な原価低減要請を行うことなく協議のテーブルにつき、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を考慮した上で、真摯に協議に応じます。
- ・生産性向上への協力：取引先との緊密な連携により納期管理を徹底し、無理のない工程管理と発注を通じて、取引先の製造現場の負担軽減と安定稼働をサポートします。

b. IT実装支援

データの相互利用およびセキュリティ強化：取引先とのデータの相互利用による業務効率化を推進するとともに、IT人材の育成支援やサイバーセキュリティ対策に関する助言・支援を通じて、サプライチェーン全体のデジタル化に寄与します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

- a. 企業支払手段の改善：約束手形の利用廃止に向け、大企業間取引を含め、現金払いや電子記録債権（でんさい等）への移行を強力に推進します。
- b. オープンイノベーションの推進：自社のリソースと外部の創意工夫を組み合わせたオープンイノベーションを活用し、取引先の皆様と共に持続的な新規事業の創出に取り組めます。

2026年4月30日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社トイロ

代表取締役 龍田昌樹

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。